

プロジェクト	のれんの会計処理及び関連する開示の検討
項目	のれんの償却期間及び償却方法に関する実務上の課題についての検討の進め方

本資料の目的

1. 審議事項(4)-1にあるように、当委員会は、のれんの償却期間及び償却方法に関する実務上の課題への対応については、次の2段階で審議を進めることとしている。
 - (1) 企業結合に関する会計基準（以下「企業結合会計基準」という。）第32項における償却期間及び償却方法の考え方を明らかにすることにより実務上の課題への対応が図られるかどうかを検討する。
 - (2) 検討を行った結果、実務上の課題への対応が図られると判断される場合には、当該考え方を示す取組みを進める。
2. 本資料は、前項(1)の検討を行うにあたり、これまでの議論の整理、現行の取扱いの整理及び検討の進め方についてお示ししている。本委員会においては、これらについてご意見をいただきたい。

これまでの議論の整理

（償却期間及び償却方法に関する実務上の課題に関するテーマ提言の内容）

3. 第582回企業会計基準委員会（2026年8月10日開催）において、企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）から、償却期間及び償却方法に関する実務上の課題に関して、次のテーマ提言がなされた。

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）第32項の実務上の課題について、企業結合会計基準第32項における償却期間及び償却方法の考え方を明らかにすることにより対応が図られるかどうかを検討すること。実務上の課題への対応が図られると判断される場合には、当該考え方を示す取組みを進めること。

（テーマ提言までの取組みにおいて聞かれた意見）

4. 以下では、前項のテーマ提言に至るまでに当委員会及び基準諮問会議が実施した取組みの過程で聞かれた意見を紹介する。

意見聴取で聞かれた意見

5. 第54回企業会計基準諮問会議（2025年7月11日開催）において、「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」の提案により会計基準として改善が見込まれるかどうかについて、関係者への意見聴取を実施することを当委員会に依頼することとされた。
6. 当委員会は基準諮問会議からの依頼に基づき、9回にわたり「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する意見聴取を実施した。この意見聴取において、償却期間及び償却方法に関する実務上の課題について次の意見が聞かれた。

(1) 第554回企業会計基準委員会（2025年9月3日開催）第2回公聴会前半

- ① 財務諸表作成者（スギホールディングス株式会社 執行役員 経営企画・財務担当 笠井真様）

（前 略）2つ目に、機関投資家への説明の中で説明に困るのが、決算短信と有価証券報告書において、のれんの償却期間を一定のレンジで開示していることです。当社を含めて上場企業の多くは、M&Aの案件を1つ1つ開示することまでは行っていないので、投資家はスギホールディングの場合は、5年から10年で償却している又は15年くらいの幅があるのであろうというくらいしか分かっていません。そのためよく機関投資家から言われるのが、競合他社と比べて真水で横並びにする場合に、各社間で償却期間が違って、それぞれ何年で償却しているか分からないということです。3つ目は、実務的に償却期間の年数を監査法人と議論するときに起きがちなのが、その時の事業計画によって償却期間が変わりやすいということです。良い案件で大きな利益がすぐ出るような案件の場合は、のれんの償却期間は実務的には短くなりがちです。逆に、投資家から見たら無理しているような投資案件の場合は、事業計画も保守的になっていますので償却期間は長くなりがちです。それを機関投資家と話す中で、普通に考えると、良いM&A案件の場合は良い営業利益又はEBITDAが出てしかるべきですが、実際のP/Lに反映される営業利益を見ると、良い案件ほど償却の早期負担が大きくなり、営業利益は小さく見え、また、良くない案件の場合は営業利益は実態より良く見えています。このような日本の会計の実務的なところを、特に海外投資家に説明してご理解いただくということは難しく、IFRSに転向したらどうかという話はよく海外投資家からいただいています。（後 略）

- ② 財務諸表作成者（株式会社SmartHR 取締役CFO 森雄志様）

（前 略）下段ですけれども、もう1つ我々が実務上頭を悩ませているところは償却年数についてです。のれんの償却年数が20年以内と定められていて、案件ごとに

各社監査法人との協議に委ねられていると実務上、理解してございます。問題なのが、この償却年数が、結局その案件が終わって資産を認識する段になるまで、固まらないところが実務上かなり頭を悩ませておりまして、通常スタートアップの M&A で言いますとのれんの償却期間大体 5 年から長くて 10 年なのですけれども、これが結局 5 年になるか 7 年になるか 10 年になるかで P/L の負担は大きく変わる。当然価格の交渉は実際に M&A がクロージングする 1 ヶ月か 2 ヶ月前に基本的には済んでいることなので、この償却年数がわからない状態で価格の交渉をする必要があるというところはかなり実務上負担が大きいかなと考えております。結果として、短めの償却年数を前提とした価格交渉にならざるを得ないので案件の推進であったり、プライシングが保守的になるという面は実際には発生していると考えています。(後略)

(2) 第 554 回企業会計基準委員会 (2025 年 9 月 3 日開催) 第 2 回公聴会後半

- ① 財務諸表利用者 (一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 会長、株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ 代表取締役社長 CEO/マネージングパートナー 郷治友孝様)

資料(4)-1 スタートアップエコシステムに係るのれん償却についての提言書 (4 頁)

2. 現状ののれん償却に関する課題認識

- VC が投資対象とする大きな成長が期待されるスタートアップの買収価格は、人的価値や技術的価値、将来的な成長性及び事業シナジーをメインとして評価されるが、帳簿上の純資産は低いことが一般的。そのため、買収価格と純資産の差であるのれん代が大きく計上される可能性が高い。特に、まだ収益化が困難な段階にあるディープテックスタートアップの場合にはこの傾向が強い。
 - (省 略)
 - 買収側としての成長スタートアップ：上場・未上場を含め、勢いのあるスタートアップは売上拡大を優先するため投資活動を積極的に行っており、営業利益はそれほど大きくないことが多い。そのため、のれん定期償却による営業利益へのマイナスインパクトは大きく、M&A に及び腰にならざるを得ない。
- (後 略)

- ② 財務諸表利用者 (りそなアセットマネジメント株式会社 株式運用部 チーフ・フアンド・マネージャー 井浦広樹様)

(前 略) のれん償却をすると、キャッシュを使つて M&A をすると、キャッシュが減ってしまいますと、財務体質が悪くなる。一方 P/L の方は、当然売上が伸びるの

ですけれども、利益は変わらなかったり減じたりしますので、結果的に収益性は落ちて見えます。表面的には、非常にネガティブに見えてしまうということですね。シナジー効果が出るまでは数年間、耐え忍ぶ期間というふうになってしまいます。

(後 略)

(3) 第 556 回企業会計基準委員会 (2025 年 9 月 18 日開催) 第 3 回公聴会前半

① 監査人 (PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 齋藤勝彦様)

(前 略) スタートアップ企業の経営環境という文脈でお話をしておりますけれども、もう 1 つ申し上げた、PPA によって無形資産をしっかりと網羅的に認識した上で、のれんを非償却とする観点で説明しますと、シナジーやあるいは永続企業としての価値というところも含めた効果としてのれんというのが残っているので、例えば、買収直後の 1 年目、2 年目、3 年目、年数はいろいろあると思いますが、その期間で果たして減価するのかという、もしかするとその段階ではすぐに判断できないこともあると感じております。したがって、買収直後から減価償却を開始するというのが、1 つポイントとしてはあり、この点は経営実態に合わない可能性もあると思っています。(後 略)

情報要請で聞かれた意見

7. 第 56 回企業会計基準諮問会議 (2026 年 3 月 13 日開催) において、これまでに収集した情報の整理をウェブサイト公表し、基準諮問会議においてテーマ提案に関する判断を行うための材料として上乗せすべきものがないかどうかについて、基準諮問会議は情報要請を行うこととした。
8. 基準諮問会議は、2026 年 4 月 1 日に「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請文書を公表した (コメント期限: 2026 年 6 月 5 日)。この情報要請文書に寄せられたコメントには、企業結合会計基準第 32 項の実務上の課題に関連すると考えられる次の見解が含まれていた。

(1) 財務諸表利用者 (公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計研究会)

無形資産の減価パターンは、有形固定資産の物理的摩耗を前提とする減価とは本質的に異なる。近年、無形資産で稼ぐ企業が増加しており、有形固定資産で稼ぐことを前提に設計された定期償却は、企業の実態に必ずしも適合しない。有形固定資産は物理的摩耗や技術的陳腐化を踏まえ、定額又は定率で償却することが合理的である。一方、のれんを含む無形資産には物理的摩耗がなく、「顧客資産」「ブランド価値」など法定耐用年数がないものも多い。その減価パターンは多様であり、価値が長期に維持される場合も、

急激に低下する場合もある。このため、固定した年数で定額償却する方法は実態と乖離する可能性が高く、非償却としたうえで每期減損テストを行う方が適切である。

第 57 回企業会計基準諮問会議で聞かれた意見

9. 第 57 回企業会計基準諮問会議（2026 年 7 月 27 日開催）において、償却期間及び償却方法に関する実務上の課題について、基準諮問会議事務局より次の分析が示され、議論がなされた。

資料(1)2-5

25. （前 略）償却については、償却期間や償却パターンの決定について一定の課題が指摘されている。このため、仮に償却を維持するとしても、償却を定めている企業結合会計基準第 32 項の適用に資するように、当該会計基準における償却期間や償却方法の考え方を明らかにしていくことが考えられる。（後 略）
26. このうち、償却期間については、現行の実務において投資回収期間に基づいて償却期間を決定する実務がある。この実務においては有望な案件ほど償却期間が短くなるという意見が聞かれており、この点への対応を図ることが考えられる。また、償却期間は取得企業と監査法人との協議で決まるという側面があり買収価格決定時には償却年数が確定しないという意見が聞かれており、事前の予見可能性を高める観点及び償却期間の決定に関するコストの観点から、デフォルトの償却期間を設定しつつ、当該期間が実態を反映しない場合には当該期間以外の期間を決定できるようにすることを検討する余地もあると考えられる。
27. さらに、償却方法については、企業結合日の初日から定額法で償却するのは必ずしも実態に合わないとの意見が聞かれているため、企業結合日の初日から定額法で償却する方法以外の合理的な方法²について検討する余地があると考えられる。

² 例えば、FASB で 2020 年から検討されたプロジェクトにおいて Evolving model として検討されていたアイディアも参考に、企業結合の効果を生かすための準備段階と実際に効果を発現させていく 2 つのステージがあることを想定し、それぞれのステージをより忠実に反映するように会計処理する方法を模索することが考えられる。

10. 当日の議論において、前項の基準諮問会議事務局の整理に関して、基準諮問会議委員より聞かれた意見は主に次のとおりである。

- (1) デフォルトとなる償却年数を示すことにより、過度に保守的又は楽観的な償却期間となることを抑制できる可能性があると考ええる。

- (2) 実務上、のれんの経済的便益の消費パターンをどのように財務諸表へ反映させることが適切か判断に悩む場面があるため、一定の目線となるものが示されることは有用であるとする。
- (3) 新たなガイダンス等の導入により、かえって実務上の混乱を招くことがないよう、その有用性を慎重に見極める必要があるとする。
- (4) 新たなガイダンス等が実務を拘束するおそれがある。償却期間についてデフォルトとなる年数を示した場合、実質的に償却期間がルール化されるおそれのあることを懸念している。
- (5) Evolving model は FASB においてのれん償却の再導入が検討された際にも議論されたものの、準備段階と効果の発現段階の区分が困難であり、実務の複雑性を高めるとの懸念から採用には至らなかったと理解している。そのため、当該モデルを前提として議論を進めることが適切かについては、慎重に考えるべきである。
- (6) 長年監査業務に携わってきた経験を踏まえると、償却期間や償却方法の考え方について、実務上の課題が生じているとの認識は必ずしも持っていない。

現行の取扱いの確認

11. 現行の日本基準では、のれんの償却期間及び償却方法について、次のとおり定められている。

(1) 企業結合会計基準

第 32 項

のれんは、資産に計上し、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

第 105 項

のれんの会計処理方法としては、その効果の及ぶ期間にわたり「規則的な償却を行う」方法と、「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法が考えられる。「規則的な償却を行う」方法によれば、企業結合の成果たる収益と、その対価の一部を構成する投資消去差額の償却という費用の対応が可能になる。また、のれんは投資原価の一部であることに鑑みれば、のれんを規則的に償却する方法は、投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっての利益とみる考

え方とも首尾一貫している。さらに、企業結合により生じたのれんは時間の経過とともに自己創設のれんに入れ替わる可能性があるため、企業結合により計上したのれんの非償却による自己創設のれんの実質的な資産計上を防ぐことができる。のれんの効果の及ぶ期間及びその減価のパターンは合理的に予測可能なものではないという点に関しては、価値が減価した部分の金額を継続的に把握することは困難であり、かつ煩雑であると考えられるため、ある事業年度において減価が全く認識されない可能性がある方法よりも、一定の期間にわたり規則的な償却を行う方が合理的であると考えられる。また、のれんのうち価値の減価しない部分の存在も考えられるが、その部分だけを合理的に分離することは困難であり、分離不能な部分を含め「規則的な償却を行う」方法には一定の合理性があると考えられる。

第 106 項

一方、「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法は、のれんが超過収益力を表わすとみると、競争の進展によって通常はその価値が減価するにもかかわらず、競争の進展に伴うのれんの価値の減価の過程を無視することになる。また、超過収益力が維持されている場合においても、それは企業結合後の追加的な投資や企業の追加的努力によって補完されているにもかかわらず、のれんを償却しないことは、上述のとおり追加投資による自己創設のれんを計上することと実質的に等しくなるという問題点がある。実務的な問題としては、減損処理を実施するためには、のれんの価値の評価方法を確立する必要があるが、そのために対処すべき課題も多い。

第 107 項

平成 15 年会計基準では、こうした議論を踏まえ「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法に対し、「規則的な償却を行う」方法に一定の合理性があることや、子会社化して連結する場合と資産及び負債を直接受け入れ当該企業を消滅させた場合との経済的な同一性に着目し、正の値であるのれんと投資消去差額の会計処理との整合性を図るなどの観点から、規則的な償却を採用した。また、その償却期間についても、平成 9 年連結原則の連結調整勘定の償却に係る考え方を踏襲し、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって償却することとした（第 32 項参照）。

- (2) 企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」

第 76 項

「のれんは、資産に計上し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する」（企業結合会計基準第32項）とされている。

のれんの償却にあたり、次の事項に留意する必要がある（第380項から第382-2項及び第448項参照）。

(1) のれんの償却開始時期は、企業結合日となる。なお、みなし取得日（第117項及び第121項また書き参照）による場合には、当該みなし取得日が期首であるときには、償却開始は期首からであり、期末であるときには翌期首からとなる。

(2)～(4)（省 略）

(5) 関連会社と企業結合したことにより発生したのれんは、持分法による投資評価額に含まれていたのれん（2008年（平成20年）12月26日に改正された企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」（以下「持分法会計基準」という。）第11項）の未償却部分と区別せず、企業結合日から新たな償却期間にわたり償却する。

(6) のれんの償却期間及び償却方法は、企業結合ごとに取得企業が決定する。

第380項

本適用指針において、のれんの償却期間及び償却方法は、企業結合ごとに決定することを明確にした（第76項(6)参照）。これは企業結合ごとにのれんの発生原因が異なるためである。（後 略）

第381項

検討状況の整理（2005年（平成17年）1月）に対するコメントの中には、企業結合に伴って発生するのれんを、発生時に一括償却し、その償却額を特別損失に計上する会計処理を認めるべきであるとの意見が寄せられた。当該意見は、のれんの効果の及ぶ期間を合理的に算定するのは困難であることから、特別損失での一括償却を認めることで、償却期間に対する恣意性の排除及び貸借対照表の健全性の早期確保が可能であること（保守主義の原則）等を論拠とするものである。

しかしながら、次の理由から、のれんを企業結合日に全額費用処理し、これを特別損失に計上することは適当ではないと考えた。（後 略）

第382項

のれんの効果の及ぶ期間を合理的に見積った結果として、稀ではあるが、のれんの償却額が企業結合年度に全額計上されることはあり得ると考えられる。ただし、この場合には、企業結合年度の営業収益でのれんにあたる無形価値への投資原価（取得原価）の回収が期待されているため、のれんの償却額は特別損失ではなく、営業費用（販売費及び一般管理費）に計上されることになる（第380項(1)参照）。

なお、実務上、のれんの償却期間の決定にあたり、企業結合の対価の算定の基礎とした投資の合理的な回収期間を参考にすることも可能である。

検討の進め方

(実務上の課題の識別)

12. 本資料第 1 項のとおり、当委員会は、のれんの償却期間及び償却方法に関する実務上の課題への対応については 2 段階で審議を進めることとしており、まずは企業結合会計基準第 32 項における償却期間及び償却方法の考え方を明らかにすることにより実務上の課題への対応が図られるかどうかの検討を行うこととする。
13. ここで、一般的に、のれんは無形であるため有形固定資産に比べて減価パターンを識別するのがより難しく、また、企業結合後に発生した自己創設のれんとの区別がつかないため、実務上、企業結合で計上したのれんの償却期間及び償却方法を決定することに困難さを伴うと考えられる。
14. また、これまでの意見聴取等で収集した意見を踏まえると、次の点について個別的に実務上の課題が識別されていると考えられる。

のれんの償却期間

- (1) 回収期間に基づいてのれんの償却期間を決定していることにより、結果として不合理と考えられる状況が生じる場合がある（本資料第 6 項(1)①）。
- (2) のれんの償却期間は、案件ごとに監査人と協議して決定するプロセスが必要となるため、買収価格の決定時点では会計上の償却期間が分からず、予見可能性がない（本資料第 6 項(1)②）。

のれんの償却方法

- (3) 企業結合の目的や経営実態を踏まえると、企業結合日からのれんを償却することに違和感がある（本資料第 6 項(2)①②、(3)）。

(検討の進め方に関する事務局の提案)

15. 本資料第 13 項及び前項を踏まえて、今後、のれんの減価パターンと償却期間及び償却方法に関する考え方の整理を行った上で、個別的に識別されている実務上の課題について検討を行うこととしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料のこれまでの議論の整理及び現行の取扱いの確認についてご質問があればいただきたい。また、検討の進め方に係る事務局の提案についてご意見をいただきたい。

以 上